

新鹿島市民会館（仮称）建設設計候補者選考  
公募型プロポーザル評価基準

平成30年8月

鹿島市

## 1 本評価基準の扱い

本評価基準は、鹿島市(以下「市」という)が実施する、新鹿島市民会館(仮称)建設設計候補者選考に係る公募型プロポーザルの最優秀者(優先交渉権者)を選考するための審査方法、手順、評価基準等を示したものであり、別途公表する「新鹿島市民会館(仮称)設計候補者選考公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という)、「新鹿島市民会館(仮称)建設設計候補者選考公募型プロポーザル様式集」(以下「様式集」という)と一体のものとして扱う。

## 2 審査の概要

### (1) 審査方法

参加者の審査方法は、公募型プロポーザル方式とし、参加資格を有する参加者の中から提出された技術提案書等及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容をもとに、新鹿島市民会館(仮称)設計候補者選考委員会(以下「選考委員会」)が審査を行う。審査は「第一次選考」と「第二次選考」から構成され、いずれも審査内容を評価基準に基づき評価する。参加に関する事項は、別添「実施要領」において示す。

### (2) 参加資格の確認

第一次選考に先立ち、本プロポーザルの参加者の参加資格要件について、市で確認を行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とし、提出された取組姿勢表明書等についての審査は行わない。参加資格要件を満たさない者に対しては、失格の理由を付して通知する。

### (3) 第一次選考

第一次選考では、参加資格を有する参加者の設計業務実績、有資格技術者の人数、取組姿勢及び技術者の実務経験、設計業務実績等について書類審査を行い、評価点(800点満点)の高い者から5者程度を第一次選考の通過者(技術提案書の提出者)として選考する。

### (4) 第二次選考

第二次選考では、ヒアリング要請者による技術提案書等についてのプレゼンテーション・ヒアリングの内容をもとに審査を行い、最も評価点(800点満点)の高い者を最優秀者(優先交渉権者)として選考する。

## 3 手続き及び審査の手順

本プロポーザルの手続き及び審査の手順は、以下のとおり。

### ① プロポーザル手続き開始

平成30年8月1日(水)	プロポーザル開始公告、実施要領、評価基準等の公表
--------------	--------------------------

### ② 資格審査及び第一次選考に関する質疑の受付及び回答

平成30年8月6日(月)	第一次選考等に関する質疑の提出期限
平成30年8月8日(水)	第一次選考等に関する質疑の回答・公表

### ③ 参加資格の確認・第一次選考

平成30年8月13日(月)必着	参加表明書の提出期限
平成30年8月21日(火)必着	第一次選考提出書類(参加表明書以外)の提出期限

↓

↓ 参加資格なし

失 格

↓

平成 30 年 8 月 24 日(金)	参加資格要件の確認結果通知
平成 30 年 8 月 29 日(水)予定	第一次選考の実施

↓

平成 30 年 9 月 3 日(月)	第一次選考(ヒアリング要請者の選考)結果通知
④ 第二次選考に関する質疑の受付及び回答・公表	
平成 30 年 9 月 10 日(月)	第二次選考に関する質疑の提出期限
平成 30 年 9 月 13 日(木)	第二次選考に関する質疑の回答・公表

⑤ 第二次選考

平成 30 年 10 月 10 日(水)必着	第二次選考提出書類(技術提案書等)の提出期限
------------------------	------------------------

↓

平成 30 年 10 月 20 日(土)予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二次選考の実施(最優秀者の選考)</li> <li>・プレゼンテーション・ヒアリングの実施</li> </ul>
------------------------	---

↓

平成 30 年 10 月 23 日(火)予定	第二次選考(最優秀者の選考)結果通知及び公表
------------------------	------------------------

↓

平成 30 年 10 月下旬	審査講評の公表
----------------	---------

#### 4 参加資格の確認

実施要領において示す、参加者の参加資格要件については、第一次選考に先立ち市で確認を行う。なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

#### 5 第一次選考

##### (1) 第一次選考の評価基準

参加者の設計業務実績、有資格技術者の人数、取組姿勢表明書及び技術者の実務経験、設計業務実績の評価に加え、本業務内容の理解度、業務の実施方針や手法の妥当性、積極性等を書類審査において総合的に評価する。

##### 《第一次選考の評価項目・配点》

評価項目	資格・実績及び主なテーマ	配点 内訳	配点
------	--------------	----------	----

##### 参加者の評価

設計業務の実績	平成 10 年 4 月 1 日以降、公告日までに業務が完了した基本及び実施設計業務の実績の種類、規模等について評価する。 【別表 1】	10 点	20 点
技術者数	本業務に関わる有資格技術者の人数を評価する 【別表 1-2】	10 点	

配置技術者の評価

専門分野の技術者の資格	主任技術者の資格を評価する。 【配点×別表 2】	主任技術者	音響	2点	6点
			電気	2点	
			機械	2点	
専門分野の技術者の実務経験等	管理技術者、主任技術者の実務経験及び建築 CPD の実績は平成 29 年 12 月 31 日以前の過去 1 年間における取得単位の合計値を評価する。 【配点×別表 3】	管理技術者		3点	14点
		主任技術者	意匠	3点	
			構造	2点	
			音響	2点	
			電気	2点	
			機械	2点	
専門分野の技術者の業務実績	平成 10 年 4 月 1 日以降、公示日までに業務が完了した基本及び実施設計、監理業務の実績を評価する。 【5点×別表 4】(各技術者) 過去の業務実績の立場を評価する。 【5点×別表 4-1】(各技術者)	管理技術者		10点	20点
		主任技術者	意匠	10点	

取組姿勢表明書の評価

設計に対する基本的な考え方	新鹿島市民会館(仮称)の改築計画に関するデザイン研究等の策定主旨や検討内容等を踏まえ、施設計画の課題や民俗資料館との合築による特徴を具現化するためにどのような視点で設計を行うか。 【配点×別表 5】	24点	40点
設計業務の実施方針	設計業務の取組体制や担当チームにどのような特徴があるのか。また、発注者や利用団体等からの要望を設計に反映させる手法及び市民に対する設計内容の説明方法をどのように考えているか 【配点×別表 5】	16点	
評価点(合計)			100点

① 参加者の評価

ア 平成 10 年 4 月 1 日以降、公告日までに業務が完了した新築(改築含む)に係る

基本及び実施設計、監理業務の実績に応じて【別表1】のとおりに評価する。

【別表1】

実績の種別	実績の区分	配点 10 点	
		基本点	加点
同種施設(1)	800 席以上の同種施設	9 点	1 点
類似施設(1)	延べ面積 7,000 m <sup>2</sup> 以上の同種又は類似施設	8 点	1 点
同種施設(2)	600 席以上 800 席未満の同種施設		
類似施設(2)	延べ面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上 7,000 m <sup>2</sup> 未満の同種又は類似施設	7 点	1 点
同種種類(3)	500 席以上 600 席未満の同種施設		
類似施設(3)	延べ面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上 5,000 m <sup>2</sup> 未満の同種又は類似施設	6 点	1 点

※プロセニアム型舞台を有する固定席 500 席以上を含む業務実績の場合は 1 点を加点する。

イ 本業務に関わる有資格者の人数に応じて【別表 1-2】のとおりに評価する。

【別表 1-2】

本業務に関する技術者の人数		配点
一級建築士、構造設計一級建築士及び 設備設計一級建築士の合計	7 人以上	10 点
	5 人以上	8 点
	3 人以上	6 点

② 技術者の評価

ア 各専門分野の技術者資格の区分に応じて【配点×別表 2 の乗数】により評価する。

【別表 2】

専門分野	技術者資格の区分	乗数
音 響	一級建築士かつ技術士、環境計量士、公害防止管理者のいずれか	1.0
	一級建築士	0.8
	技術士若しくは環境計量士若しくは公害防止管理者	0.4
電 気	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士若しくは建築設備士若しくは技術士(電気電子部門)	0.8
	一級電気工事施工管理士	0.4
	二級電気工事施工管理士	0.2
機 械	設備設計一級建築士	1.0
	一級建築士若しくは建築設備士若しくは技術士(衛生工学部門・機械部門)	0.8
	一級管工事施工管理士	0.4
	二級管工事施工管理士	0.2

イ 専門技術者の実務経験について【配点×別表3の乗数】により評価する。

【別表3】

評価項目	取組状況	乗数
管理技術者及び主任技術者のCPDの取組み状況	推奨単位以上の取得がある。	1.0
	推奨単位の1/2以上の取得がある。	0.5
	推奨単位の1/2未満の取得がある。	0

ウ 平成10年4月1日以降、公告日までに業務が完了した新築又は改築工事に係る基本及び実施設計業務の実績に応じて【5点×別表4の乗数】により評価する。

【別表4】

実績の種類別	実績の区分	乗数
同種施設(1)	800席以上の同種施設	1.0
類似施設(1)	延べ面積7,000㎡以上の同種又は類似施設	0.8
同種施設(2)	600席以上800席未満の同種施設	
類似施設(2)	延べ面積5,000㎡以上7,000㎡未満の同種又は類似施設	0.6
同種種類(3)	500席以上600席未満の同種施設	
類似施設(3)	延べ面積3,000㎡以上5,000㎡未満の同種又は類似施設	0.4

エ 過去の業務実績での立場に応じて【5点×別表4-1の乗数】により評価する。

【別表4-1】

過去の業務実績での立場	管理技術者に係る評価の場合	主任技術者に係る評価の場合
管理技術者又は今回と同じ分担業務の主任技術者であった場合	1.0	1.0
主任技術者であった場合	0.5	0.5
担当技術者であった場合	0.25	0.25

③ 取組姿勢の評価

取組姿勢表明書の内容に応じて【配点×別表5の乗数】により評価する。

【別表5】

評価区分	評価内容	乗数
A	提案内容が優れている。	1.0
B	提案内容がやや優れている。	0.8
C	提案内容は普通である。	0.6
D	提案内容がやや劣っている。	0.4
E	提案内容が劣っている。	0.2

(2) 第一次選考通過者の選考方法

各委員の合計点(800点満点)を第一次選考における評価点とし、評価点の高い者から5者程度を第一次選考通過者(技術提案書の提出者)として選考する。また、評価点在同一の場合は、「取組姿勢の評価」の評価点の高い者を上位者とする。なお、審査の結果、評価点が800点満点中360点に満たない場合は、第一次選考通過者として選考対象としない。

6 第二次選考

(1) 第二次選考の評価基準

取組姿勢表明書、設計工程等及び、提案された技術提案書に係るプレゼンテーション・ヒアリングをもとに的確性、創造性、実現性等を総合的に評価する。

《第二次選考の評価項目・配点》

評価項目	主なテーマ	配点 内訳	配点
------	-------	----------	----

取組姿勢表明書及び設計工程等に係るプレゼンテーション・ヒアリング

取組姿勢表明書及び設計工程及び全体概略工程表等	取組姿勢表明書で示されている設計に対する基本的な考え方及び設計業務の実施方針に係る考え方	10点	20点
	設計工程及び全体概略工程並びに施工方法、騒音、振動等に対する考え方	10点	

技術提案にあたってのプレゼンテーション・ヒアリング

施設計画についての提案	公演、文化祭等におけるエイブルとの連携など相互の施設・設備（楽屋等）の利用についての考え方及び、民俗資料館との合築による鹿島市らしさの発揮と市民交流の促進について	25 点	80 点
土地利用計画についての提案	市庁舎、エイブル等の立地状況及び市道を挟んで隣接する職員駐車場の利用を含めて、敷地内への出入りや市内循環バスの停留所の配置及び新世紀センター等への施設利用者や車両の動線を考慮した安全で効率的な土地利用計画（接道となる市道の改築工事を含む提案も可）について	25 点	
コストの低減についての提案	構造・工法及び素材等の工夫による建設コストの縮減、環境に配慮した省エネルギー対策及び、施設の長寿命化に係るライフサイクルコストを低減できる考え方について	10 点	
その他の提案	上記の他に本事業に有益な提案	20 点	

評価点（合計）	100 点
---------	-------

① 取組姿勢表明書、設計工程等及び技術提案書の評価

プレゼンテーション・ヒアリングの内容に応じて【配点×別表 6 の乗数】により評価する。

【別表 6】

評価区分	評価内容	乗数
A	提案内容が優れている。	1.0
B	提案内容がやや優れている。	0.8
C	提案内容は普通である。	0.6
D	提案内容がやや劣っている。	0.4
E	提案内容が劣っている。	0.2

(2) 最優秀者の選考方法

各委員の合計点(800 点満点)を第二次選考における評価点(各委員の評価点を合計後、小数点第 1 位を四捨五入する)とし、評価点の最も高い者を最優秀者(優先交渉権者)に選考する。また、最高点が同一の場合は、「技術提案の評価」の評価点が最も高い者を最優秀者に選考する。

なお、審査の結果、「技術提案の評価」の評価点が 800 点満点中 480 点に満たない場合は、最優秀者として選考対象としない。